

働き盛りの40代、 特許協力条約 (PCT) と日本

総務部国際政策課 課長補佐 (国際出願企画班長)

横田 之俊

日本がPCTに加盟して40年が経過しました。その間、企業活動のグローバル化の進展に伴い、世界での特許保護の必要性も増しています。PCTに基づく特許の国際出願制度は、そうした時代のニーズに応える優れた制度として広く利用されるようになり、世界のビジネスやイノベーションを知的財産の面から支えています。本稿では、今では当たり前となったPCTについて、日本との関わりを中心に紹介します¹⁾。

四十年の時を超えて

(1) はじめに

みなさんは「40歳」や「40代」と聞くと、どのようなイメージを抱くでしょうか。

中年(おじさん、おばさん)? まだまだ若もの? 脂の乗った働き盛りのビジネスマン?

江戸時代の日本人の平均寿命は40歳くらいだったと言われていたようですが、現代の平均寿命は、なんと男女ともに80歳を超えています。とすると40歳は人生の折り返し、まさに中年と言って良いのかもしれませんが(ちなみに筆者は40歳過ぎのオジサンです)。

余談が長くなりましたが、今回、特技懇誌さんからスペースをいただき、『特許協力条約 (PCT: Patent Cooperation Treaty)』について書かせていただくことになりました。

日本がPCTに加盟したのは、ピンクレディーによる年間売上枚数トップ3の独占(『UFO』、『サウスポー』、『モンスター』)や、キャンディーズの解散(後楽園球場で解散コンサート開催)、サザンオールスターズのメジャーデビュー(デビュー曲『勝手にシンドバッド』)、音楽番組『ザ・ベストテン』の放送

開始など、日本の音楽業界が賑わった1978年(昭和53年)のことです。

また、1978年は、日中平和友好条約の締結、新東京国際空港(現成田空港)の開港、冒険家の植村直己氏による人類史上初の犬ぞりによる北極点単独行、プロゴルファーの青木功氏による世界マッチプレー選手権での日本人初優勝など、日本/日本人が世界に一層存在感を示した年でもあります。

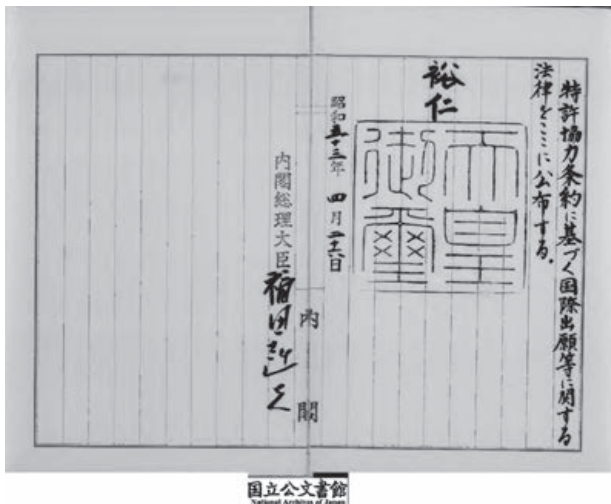
そして、同年、特許の世界においても、グローバル化に向けた大きな一歩を踏み出していました。それは『特許の国際出願制度を定めたPCTへの加盟と、それに伴うPCTに基づく国際出願(PCT出願)の受付開始』です。本稿を執筆しているのは、日本がPCTに加盟して満40歳を迎えた2018年後半。そして、本稿が出版される2019年は41年目、次の40年に向けて歩みだしたところです。

今回、本誌では「国際出願制度」に関する特集が生まれ、PCTについても詳しい方々がそれぞれのご経験から執筆されると聞いています。そのため、PCTの成り立ちやPCT出願のメリット等については、他の執筆者にお譲りするとして、当方からは日本のPCT加盟40年経過という節目を捉えて、日本とPCTの関わりを中心にご紹介したいと思います。

1) 本稿における意見・見解は個人のものであり、所属する組織を代表するものではありません。また、統計等はすべて原稿執筆時点(2018年11月)のデータを利用しています。

(2) 日本のPCT加盟²⁾

図表1は、日本がPCTに加盟するにあたり制定された「特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律」を公布した際の御署名原本を国立公文書館デジタルアーカイブ³⁾からダウンロードし、一部加工したものです。



図表1 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律公布 (出典) 国立公文書館デジタルアーカイブ

特許の世界では今やすっかり定着したPCTに日本が加盟するまでを、少しだけ振り返ります。

PCTの構想が示されて検討が開始された1960年代当初から、日本は、世界でも特許出願件数の多い国のひとつとして議論に参画し、多岐にわたる検討項目の議論・合意に向けて貢献していました。数年の議論を経て、1970年6月19日にPCTが採択された際も、同日に条約に署名した20か国のうちの1か国となっています(なお、署名は加盟とは異なります)。

その後、PCTは、要件を満たすことで1978年1月24日に発効しました。日本は、発効間もない同年7月1日に世界知的所有権機関(WIPO)事務局長にPCT批准書を寄託し、10月1日に効力が発生したことでPCT出願の受付を開始しました。世界で19番目の加盟国となります。

なお、時間は前後しますが、条約の加盟には、条約の履行を担保するための国内法の整備が原則必要となります。

日本のPCT加盟にあたっては、以下のような国内法令の整備が行われました。

〈国内法令の整備(概要)〉

- ◇特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(昭和53年4月26日法律30号)
※特許法に「第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例」(第184条の3以降)を規定する改正も含む
- ◇特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令(昭和53年7月14日政令291号)
- ◇特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和53年7月29日通商産業省令34号)
※いずれも条約が日本国について効力を生ずる日(昭和53年10月1日)から施行

当時、これだけの法令を整備するのは、想像もつかないような苦勞があったと思います。改めてPCTの成立に向けた国際的議論への貢献、及び日本のPCT加盟に向けた先人達(諸先輩方)の努力や熱意には、頭が下がるばかりです。

二 一歩を捉えたPCT

(1) 日本企業のグローバル化

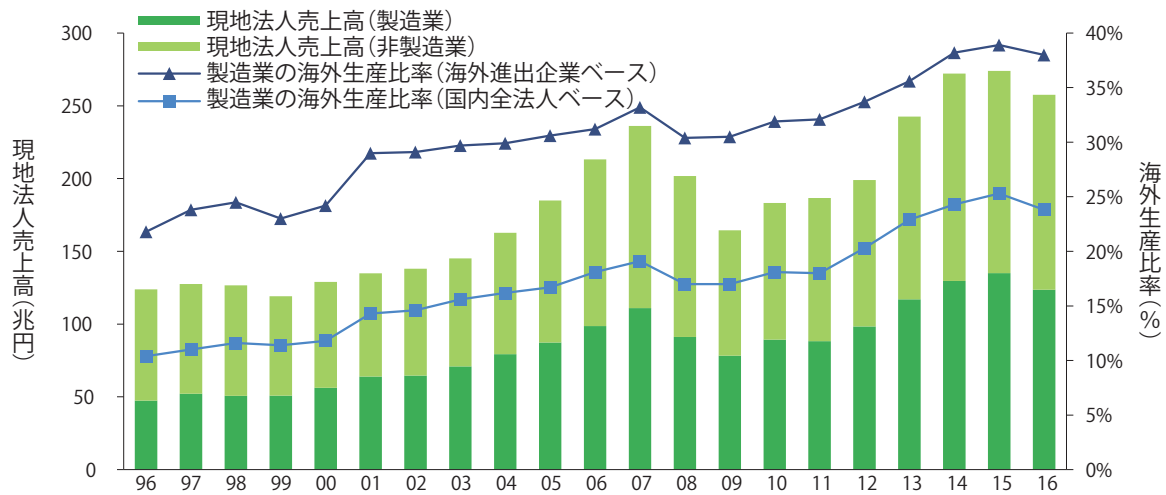
英国のEU離脱問題(Brexit)や、米国と中国の貿易を巡る争いなど、不透明感を増す昨今の世界情勢ですが、こうした混迷をもたらす背景にはグローバル化やIT化の進展による国際競争の激化があるかと思えます。

グローバル化やIT化は、経済や企業活動のあり方に大きく影響を与え、世界のビジネス環境はこの40年で大きく変貌しています。特に工業製品については、従来、自国で行っていた研究開発から製造・販売を、自国を含めて世界各国でいかに効果的・効率的に行い、利益を上げるかが求められるようになりました。

例えば、図表2は、日本企業の現地法人売上高と製造業の海外生産比率の推移を示しています。両指

2) 参考文献『特許協力条約成立史』後藤晴男編著(経済産業調査会)

3) 国立公文書館デジタルアーカイブ(<https://www.digital.archives.go.jp/>)



図表2 日本企業の現地法人売上高、製造業の海外生産比率の推移

(出典)『海外事業活動基本調査(経済産業省)』を基に作成

標ともおおよそ右肩上がりのトレンドで、20年間で約2倍に達し、日本企業の事業活動が着実にグローバル化してきたことが窺えます。

(2) ビジネスの保護と特許：世界の特許出願は約2倍に

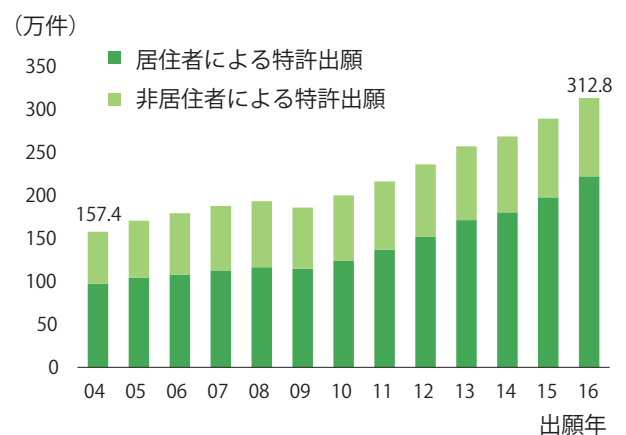
グローバル化やIT化の進展には、ビジネスを成長させるチャンスが埋まっている一方、多くのリスクも埋まっています。

例えば、人や物、情報が容易に国境を越えて移動できるようになることは、逆に、企業の重要な技術やそれを有する優れた人材が、国境を越えて容易に移動(流出)してしまうリスクも意味します。

日本の強みであり国際競争力の源泉のひとつは蓄積された優れた技術・ノウハウですが、それが流出したり、模倣されたりすることは、競争力喪失につながります。これは、新興国等をはじめとした海外企業の研究開発力(技術力)の追い上げ等により、国際的な技術開発競争が厳しさを増す中であっては、より深刻な課題です。

そのため、技術流出や模倣を防止し、ビジネスの優位性を保ち、海外展開が失敗しないよう発明や技術の特許等の知的財産としてグローバルに保護する必要性が増しています。

特許保護のニーズは、日本のみならず世界的に高まっており、図表3が示すように、世界の特許出願件数は、2004年(157.4万件)から2016年(312.8万件)にかけて約2倍に増え、そのうち、居住者以外による出願が約3割と、相当程度を占めています。



図表3 世界の特許出願件数の推移

(出典)『WIPO Statistics Database, May 2018』

(3) 属地主義とPCTの先進性

知的財産は、原則、保護を求める国ごとに出願して権利を取得する必要があります。日本で特許を取得しているからといって何もせず海外進出してしまうと、進出先の現地企業に技術を模倣され安価な競合製品が流通してしまったり、事業の核となる重要な技術が流出して技術的優位性を失ったりするなど、思わぬトラブルが生じ、時には取返しのつかない損害を被るおそれもあります。海外進出前には、法務、人事、物流等に多大な投資をしていると想像しますが、知的財産への投資を怠り(渋り)、無防備に海外進出するのは、上述のリスクを抱え、非常に危険です。

しかし、海外での特許保護の重要性を認識していても、グローバル化が進展し、事業活動が多くの国

に広がれば広がるほど特許保護を必要とする国の数も増えるため、1か国や2か国ならまだしも、多くの国に出願するにはそれだけの負担(手間・費用)もかかってしまいます。

なにより、出願日が鍵となる特許では、(パリ条約に基づく優先権により12か月の猶予はあるとしても)権利保護を目指す国が多い場合、期間内に準備をすることができず、出願日が遅れてしまう可能性もあります。

PCTは、属地主義の原則は変えないまま、条約名にあるとおり、各国の『協力』によって、そうした各国への特許出願の煩雑さ、非効率さを改善するために設けられた国際出願制度です。まさに時代のニーズを先取りし、ユーザーに必要な制度を提供したものととして、この40年ですっかり特許の世界に定着しました。現在では152か国が加盟し、全世界で年間24万件以上も出願され、世界のイノベーションを支える重要な役割を果たしています。

しっかりと使って世界No.2へ

(1) よちよち歩きからの急成長

PCT加盟により、日本特許庁(JPO)には、条約・規則に則り、受理官庁(RO)として、PCT出願を受理、点検、処理する役割が生じます。同時に、日本を指定したPCT出願を処理するための指定官庁(DO)/選択官庁(EO)としての役割も生じます。そこで、1978年、JPOは、PCT出願に係る事務処理を行う部署として「国際出願室」を設置し、PCT出願の受付を開始しました。

しかし、受付を開始したからといって、当初から出願が殺到したわけではありません。図表4は、ROとしてのJPOが受理したPCT出願件数の推移です。

加盟直後の数年間の出願件数は、年に数百件程度に留まり、1987年に初めて千件を超えた程度でした。しかし、1990年代後半から急速な増加傾向を示し、例えば、1995年(2,772件)から2005年(24,290件)にかけた10年間の平均伸び率(対前年の増加率)は24.4%に達しています。つまり、毎年、前年より24.4%も増えたPCT出願がなされる状態

が続いていたと言えます(PCT出願を受理し、方式審査を行うJPOの担当部署の業務負担もそれだけ急速に大きくなっていき大変だったものと推察します)。

その後も出願は順調に増加し、初めて年間件数1万件を突破した2001年から、2005年に2万件超、2010年に3万件超、2012年には4万件超となっています。

累積出願件数の観点でみると、累積10万件に達する2004年までに加盟から27年を要したものが、わずか4年後の2008年には2倍の累積20万件に到達、さらにそのわずか10年後の2018年には、累計60万件にも到達しています。

PCTの利用拡大の背景には、日本企業による海外展開の拡大とそれに伴う海外での特許取得の必要性の増大がありますが、さらにその背景には、JPOによるPCT制度の地道な周知活動や、ユーザーのみなさまの声を聞きながら利便性向上に向けて国際的に協力して制度改善に取り組んできたこと等により、PCTの利便性がユーザーのみなさまに知れ渡ったことであろうかと思えます。

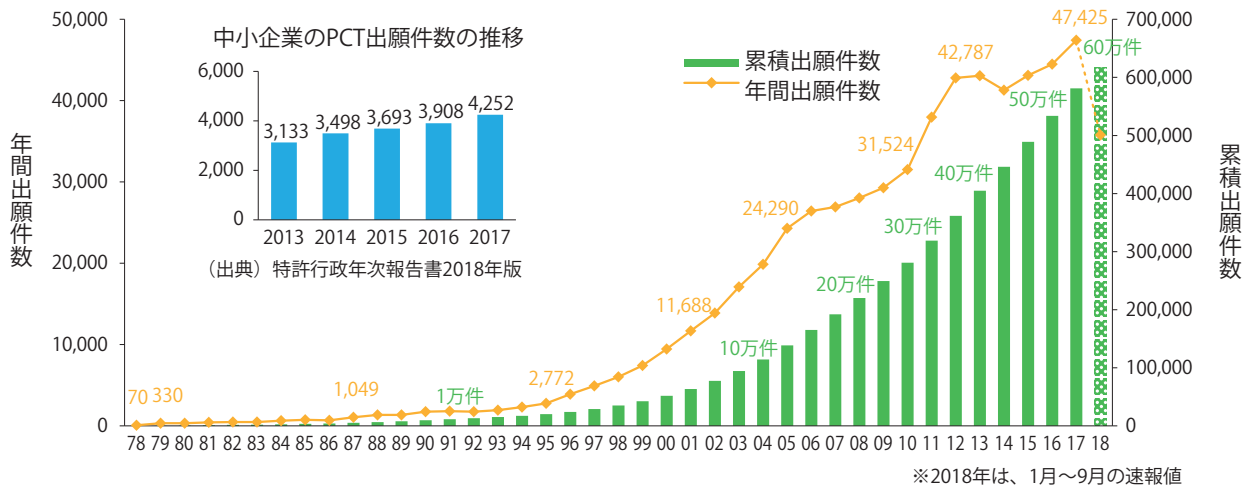
(2) 日本のPCT利用の現状

2017年、日本のPCT出願件数(受理件数)は47,425件となり、過去最高を記録しました。同年の全世界の出願件数が243,500件ですから、世界の約19.5%を占めています。詳述しませんが、これはそのままWIPOの財政の相当部分を日本のPCTユーザーが支えていることを表します。

WIPOの発表資料によれば⁴⁾、PCT出願の公開件数に基づく世界のPCTユーザーのトップ50(2017年)のうち、日本の出願人は、4位の三菱電機株式会社を筆頭に計15者も占めています。また、同様に大学別のトップ50も公表しており、13位の東京大学を筆頭に計5つの大学が日本となっています。

また、中小企業におけるPCT出願件数は、全体に占める比率はまだ少ないものの、近年は増加傾向にあります(図表4)。なお、件数で見ると全体に占める割合はまだ少ないですが、出願人数で見ると、内国人出願における中小企業の比率は54.3%

4) PCT Yearly Review 2018 (http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_901_2018.pdf) [A15. Top 50 business PCT applicants, 2015-2017]、[A17. Top 50 university PCT applicants, 2015-2017]



図表4 日本が受理したPCT出願件数の推移

(2017年)⁵⁾と半数以上を占めており、中小企業による利用ニーズも高いことが窺えます。

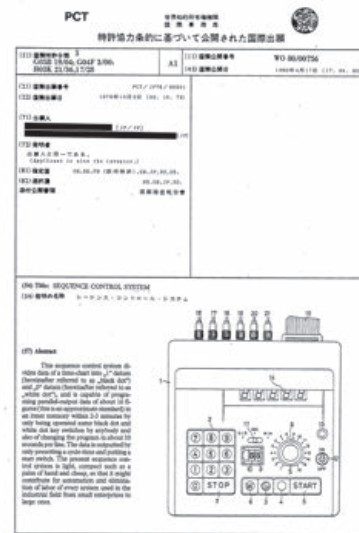
PCTの運用開始時から、米国が常に世界で最もPCTを活用している国ではありますが、このように加盟から40年を経た日本も、累積60万件以上のPCT出願が行われる等、米国に次いでPCTを活用しているビッグユーザーとなり、それに伴いPCT制度における日本の国際的な存在感も、非常に大きなものになっています。

(3) JPOによるPCT出願の受付第1号

ROがPCT出願を受理すると、国際出願番号を付与します。その番号は「PCT/受理官庁の国コード(2桁) + 年/6桁の一連の番号」と割り振られます。例えば、2020年にJPOで最初に受理された出願には「PCT/JP2020/000001」という番号が付与され、米国において55番目に受理された出願には「PCT/US2020/000055」という番号が付与されます。

そこで、WIPOがインターネット上で提供する、無料で誰でも利用可能な国際・国内特許の検索データベースである「PATENTSCOPE (パテントスコープ)」⁶⁾を使って、1978年にJPOが受理した最初のPCT出願を検索してみます。出願番号にPCT/JP1978/000001と入力して検索すると、図表5がヒットしました(PCT/JP78/00001。当時、年数は2桁、番号は5桁でした)。国際公開された書類の一部ですが、なんと

個人による出願であり、国際出願日は1978年10月2日、国際公開番号は「WO80/00756」、発明の名称は、「シーケンス・コントロール・システム」、指定国は「CH,DE,FE (欧州特許),GB,JP,SU,US」となっています(ちなみに、日本(JP)も指定されていたため、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)⁷⁾で検索してみたところ、日本においては登録となっていました)。



図表5 PCT/JP78/00001の国際公開の一部 (出典) PATENTSCOPE (WIPO)

なお、PCT出願は、優先日から18か月経過後、速やかにWIPO国際事務局(IB)によって国際公開されますが、本出願は日本語により国際公開がされ

5) (出典) 特許行政年次報告書2018年版(特許庁)
 6) <https://patentscope2.wipo.int/search/ja/search.jsf>
 7) 特許情報プラットフォーム(J-PlatPat) <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

ています。PCTの検討時、既に日本は特許大国であったことを背景として、PCTの成立当初から日本語は5つの国際公開言語のひとつに指定され(他は、英語、仏語、独語、露語)⁸⁾、日本語で出願されたPCT出願は、日本語のまま国際公開されます(一部IBにより英訳が作成され公開されます)。

現在、国際公開はWIPOのウェブサイト上で電子的に行われますが、2017年2月には通算300万件目の国際公開がなされました。つまり、国際公開制度を通じ、300万件を超えるグローバルな重要技術情報がこれまでに公開され、いわばビッグデータのように集積されていると言えます。

手にするためには国内移行

(1) 日本発、各国着のPCT出願

PCTを通じて、実際に特許を取得するためには、各国に翻訳文の提出等の国内移行手続きを行い、実体審査を経る必要があります。

WIPOによれば、2017年に、PCTを通じて実際に国内移行された出願件数は、世界全体で615,400件となっています。

そのうち、日本のPCT出願が各国に国内移行した件数は、121,006件に達し、世界でも相当な割合を占めています(図表6)。

(2) 日本への国内移行：年間62,674件

PCTでは、日本から世界に向けて特許出願されるのとは逆に、PCTを通じて世界で出願された特許出願が日本にも入ってきます。

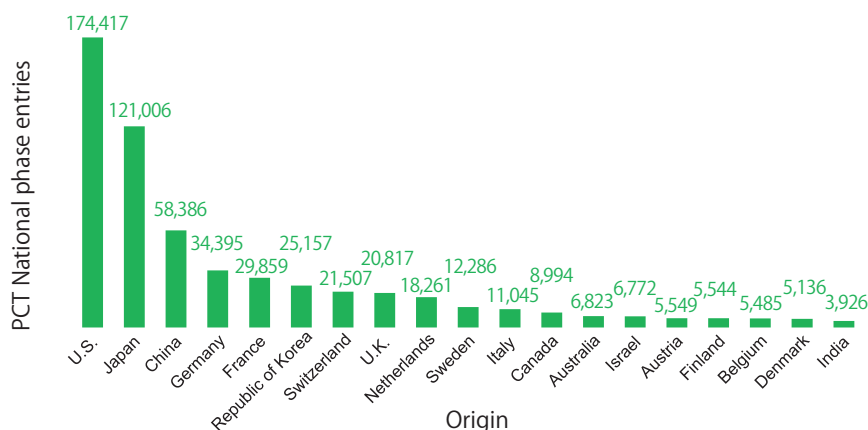
特許行政年次報告書2018年版によれば、日本を指定国とするPCT出願に係る国内書面の受理件数は62,674件(2017年)とあり、つまり1年間で実に62,674件もの特許出願がPCTを通じて日本になされています(日本にPCT出願された後に日本に国内移行された件数も含んでいます)。

海外から日本に国内移行された出願には、新たに日本国内の出願番号が付与されます。その番号は50万番から始まり、また、提出されたPCT出願の日本語翻訳文は「公表特許公報」に掲載され、公開されます。

そこで、J-PlatPatに蓄積されている文献を調べると、公表特許公報として蓄積されている最も古い番号で「昭54-500001」となっていました。おそらくこれが日本に国内移行手続きが行われた最初のPCT



図表7 昭54-500001の公表特許公報の一部
(出典) 特許情報プラットフォーム (INPAT)



図表6 国内移行されたPCT出願がなされた国トップ20 (出典)『PCT Yearly Review 2018 (WIPO)』

8) 現在は、アラビア語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語を加えた10か国語が国際公開言語となっています。

出願だと思われます。図表7はその公報の一部です。これを見ると、国際出願日は昭和53年10月2日、イギリス国籍の法人によりイギリスにおいて出願されています。日本語翻訳文は、翌年の昭和54年6月4日に提出され、昭和54年7月26日に公表されていることがわかります。また、発明の名称は「同期機械」となっています(原文では「Synchronous Machines」)。

まじめに改善を図ります

(1) 英語出願の受付開始

当初、JPOは日本語出願のみを受理していましたが、1985年10月からは英語出願の受理を開始しました。これにより、出願人にとって出願言語の選択ができるようになり、また2000年以降は米国のいわゆるヒルマードクトリンによる後願排除効果問題への対応可能性⁹⁾といった利便性向上が図られました。

英語出願の受理は一方で、PCT出願に係る事務処理を担っていた国際出願室の職員にとっては、英語出願を受理し、適切に方式審査を行い、IBへの記録原本の送付のみならず、英語出願を管轄する国際調査機関 (ISA : International Searching Authority) であった欧州特許庁 (EPO)¹⁰⁾への調査用写しの送付や国際調査手数料の送金等を適時に行うことが求められたことを意味しており、当時の現場の負担が目に見えます。

なお、PCT制度の利用拡大に伴い、同室は、2001年に「国際出願課」に組織変更されましたが(筆者はちょうど国際出願課となった年に同課に異動し、業務を行っていました)、現在、国際出願課は組織変更され、2013年から、国際段階の手続(RO業務)は「出願課国際出願室」、国内段階の手続(DO業務)は「審査業務課方式審査室」がそれぞれ担当しています。



図表8 特許庁庁舎1階にあるPCT受理官庁の受付窓口

(2) オンライン出願の受付開始

出願方法に関しても、当初は書面による受付しかしていませんでしたが、2004年にISDN回線によるオンライン出願の受付を開始し、つづく2007年にはインターネットによるオンライン出願の受付を開始しました¹¹⁾。オンライン出願によって、手数料の減額が受けられるほか、特に到達主義である国際段階における出願人の利便性が向上し、現在、JPOが受理するPCT出願の99%が電子出願になっています。他方で、出願後の中間書類は書面で提出されるものもまだまだあり、先ほどの写真にある受付窓口の活躍の場も残っています。

(3) 手数料の軽減・交付金

2014年4月からは、中小ベンチャー企業・小規模企業等が日本語でPCT出願する場合に、手数料の軽減、及び手数料の一部の交付金を受けられるようになり、利用しやすくなりました(手数料の軽減・交付金制度を利用するためには、所定の申請手続を行う必要があります。詳細は特許庁ウェブサイトにて確認ください)¹²⁾。

9) ヒルマードクトリンは、米国以外にした特許出願を基礎にして優先権を主張し米国出願した場合、その出願に基づき後日同様の発明に関して米国出願した他人に対し特許を与えないとする効果(後願排除効果)は、当該出願の米国への出願日から発生し、優先日まで遡らないとする判例に基づいた米国の法理。ただし、2000年11月29日以降のPCT出願が米国を指定し、かつ英語により国際公開された場合には、当該出願の後願排除効果は国際出願日から発生するようになっていました(英語以外の言語で国際公開された場合には、後願排除効果は生じない)。(現在は法改正により、ヒルマードクトリン及び国際公開言語による差別は解消)。

10) 英語出願の場合、現在は、ISAとしてEPOに加え、JPO、シンガポール特許庁を選択可能となっています。

11) 指定官庁(DO)としてのJPOは(国内段階では)、ISDNによるオンライン出願は2000年、インターネットによるオンライン出願は2005年に開始済みです。

12) 手数料の軽減 http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/tesuryou_keigen_shinsei.htm
国際出願促進交付金 http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/sokushinkouhu.htm

手数料の軽減・交付金制度の概要¹³⁾

〈対象者〉

個人事業主の場合（以下のいずれかに該当すること）

- ・従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の個人事業主
- ・事業開始後10年未満の個人事業主

法人の場合（以下のいずれかに該当すること）

- ・従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の小規模企業（法人）
- ・設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
※大企業の子会社など支配法人のいる法人は対象外

〈対象手数料〉

①産業競争力強化法に基づく手数料の軽減（1/3に軽減）

PCT出願時：調査手数料、送付手数料

予備審査請求時：予備審査手数料

②国際出願促進交付金（2/3相当額を申請により交付）

PCT出願時：国際出願手数料

予備審査請求時：取扱手数料

どうする？ 国内移行の判断に活用

(1) 40年の実績を有する大ベテランのJPO

PCTを特徴づける仕組みの一つが、国際調査・予備審査制度（国際調査等）です。

PCT制度では、必要な調査能力を備えた官庁・政府機関が、ISA及び国際予備審査機関（IPEA）として任命されます¹⁴⁾。

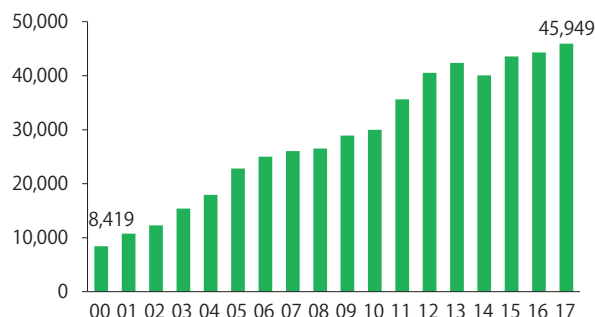
全てのPCT出願は、ISAにより、発明に関する先行技術の有無の調査結果（国際調査報告：ISR）とともに、特許性についての見解書（国際調査見解書）が出願人に提供され、各国に国内移行するか否かの判断材料として利用できます。発明の特許性に関しては、国際予備審査を請求することで、国際調査見

解書に加えて、IPEAによる国際予備審査報告（IPER）を得ることもできます。

JPOは、PCT加盟以前の1978年4月に開催されたPCT同盟総会において、(JPOとIBとの間におけるISA/IPEAとしての取決めに署名がなされ、かつ日本がPCT加盟国となった日からという条件付きで)ISA/IPEAとして任命されました。同取決めは同年7月に署名され、その後、日本が加盟国となったことにより、JPOはISA/IPEAとしての業務を開始することになります。つまり、JPOは、加盟当初からISA/IPEAに任命され、以来40年間にわたり国際調査等を担ってユーザーに提供し続けてきた、大ベテラン官庁なのです。

(2) ISAとしてのJPOの実績

WIPOの発表資料によれば、ISAとしてのJPOは、2017年に45,949件のISRを作成し、EPOに次ぐ世界第2位のISR作成庁となっています（第1位のEPOは、79,666件、第3位の中国は、44,131件を作成）。



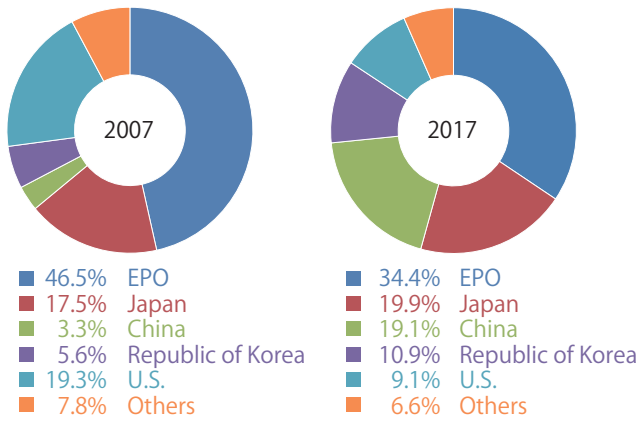
図表9 JPOによるISR作成件数の推移

（出典）『WIPO Statistics Database, May 2018』

図表10は、2007年と2017年のISR作成件数割合を比較したものです。2007年にJPOは世界のISRの17.5%を作成していましたが、10年後の2017年には、19.9%に増加しています。なお、中国はPCT出願の急増もあり、2007年の3.3%から、2017年には19.1%まで急増しています。

13) 本支援措置は、その対象者の拡大などを含めた見直しを検討しております（2019年4月を予定）。詳細については、今後、決まり次第、特許庁ウェブサイトに掲載される予定です。

14) 現在、23の各国特許庁・政府機関がISAとして任命されています。



図表 10：ISR作成件数の割合比較（2007年/2017年）

（出典）『PCT Yearly Review 2018 (WIPO)』

さらに、ISR作成期限の厳守という面でもJPOは優れたパフォーマンスを発揮しており、例えばWIPOの発表資料から期限遵守に関する指標をみると（図表11）、JPOは、優先日から9か月以内にISRをIBに送付した割合が、100%（2017年）となっています¹⁵⁾。

他方で、ISR作成件数第1位のEPOは80.2%、第3位の中国が68%、つづく韓国（85.9%）、米国（93.2%）とISRを多く作成しているISAは、作成期限を過ぎる傾向にあることが窺えます（図表11で中央から右側に寄っています）。

つまり、JPOは、世界第2位という数多くのISR

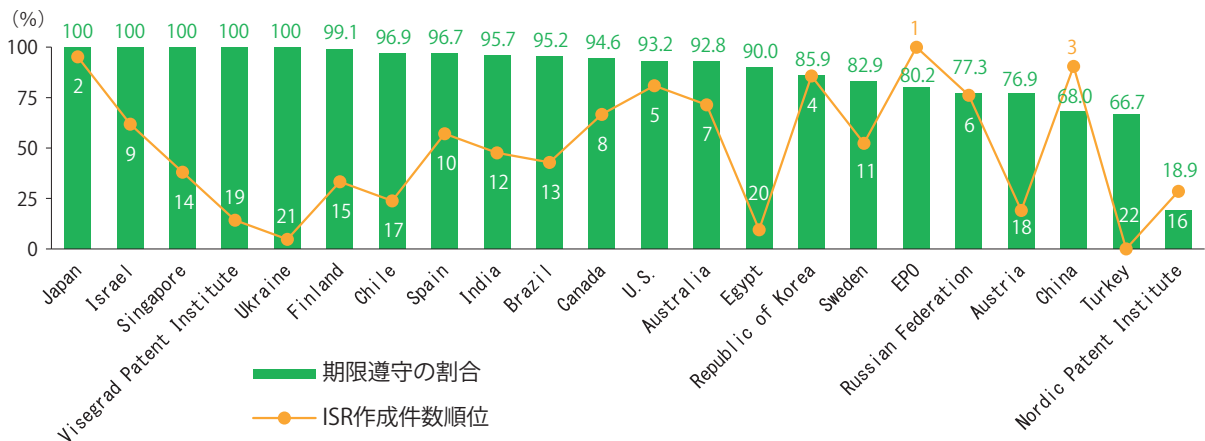
を作成しながら、同時に当該ISRを出願人に適時に提供していることがわかります。

（3）管轄国の拡大：日本以外に11か国を管轄

第1回PCT同盟総会（1978年4月）において日本代表団は、“The Delegation again affirmed the declaration made at the opening of the session that the Japanese Patent Office would act as an International Authority not only for nationals and residents of Japan but also for nationals and residents of Asian countries party to the PCT”（日本特許庁は、日本だけでなくアジア地域のPCT加盟国の国民・居住者に対しても国際機関（ISA/IPEA）として機能する点を確認した）と述べています¹⁶⁾。

このように、日本は当初から自国のみならず他国のPCT出願に対しても国際調査等を行うことを視野に入れていたことがわかります。そのための前提として、英語による国際調査等の実施があります。日本は、1985年に英語出願の受付を開始しましたが、当時、当該出願の国際調査等を管轄するのはEPOのみでした。しかし、2001年4月からは、JPOも英語出願に対する国際調査等を開始し、これにより他国のPCT出願に対する国際調査等を行う下地が整いました。

JPOが国際調査等を行う管轄国について、最初は特殊な事情でしたが¹⁷⁾、2002年に、はじめて他国



*優先日から9か月以内にISRをIBに送付した割合

図表 11 ISR作成期限の遵守割合*と作成件数順位

（出典）『PCT Yearly Review 2018(WIPO)』

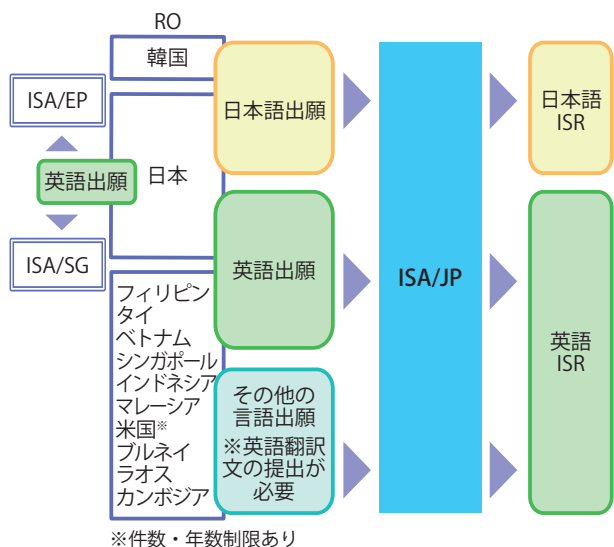
15) ISRの作成期限は、優先日から9か月以内、またはISAが国際出願の写し（調査用写し）を受領してから3か月以内のいずれか遅い日までとなっています。なお、調査用写しの受領から3か月以内にISRをIBに送付した期限遵守の割合でみてもJPOは99.6%と優れた結果となっています。

16) http://www.wipo.int/edocs/mdocs/govbody/en/pct_a_i/pct_a_i_14.pdf

17) 韓国が受理した“日本語PCT出願”に対する国際調査/予備審査の管轄を開始。

(フィリピン)が受理した“英語PCT出願”の管轄を開始します。その後、2010年代に入り、日本企業等による海外での適切な権利保護をより支援するべく、日本企業の進出先の多いアセアン諸国を中心に英語PCT出願に対する管轄国を積極的に拡大し、現在では11か国を管轄しています。

これにより、管轄国に進出している日本企業が当該国においてPCT出願を行う際、JPOによる一次審査(国際調査)等を受けることが可能となっています。



図表 12 RO/JP、ISA/JPからみたPCT出願の管轄・被管轄ISAの現状

わかる人は使ってる

PCTの良さを知るには、実際に活用しているユーザーの声・事例を知るのも一つの方法だと思います。

WIPOは、『WIPO Magazine』を定期的に刊行していますが、その中にはPCTに関する記事も掲載されており、過去にPCTユーザーの声が掲載されています。そこで、同誌に掲載されていたPCTのメリットについて言及している記事の中から、2つの事例をご紹介します。

(a) Using patents to ensure access to pioneering cell technology¹⁸⁾

人工の多能性幹細胞 (iPS細胞) の作成に貢献し、

2012年にはノーベル医学・生理学賞を共同受賞した山中伸弥教授は、大学研究におけるPCTの重要性を以下のように語っています (筆者訳)。

『病気は何の差別もなく私たち全員を襲います。そのため、CiRA (京都大学iPS細胞研究所) は、すべてのiPS細胞技術が国籍に関係なくすべての人々に利用可能であるべきだと考えています。このため、可能な限り多くの国で特許を取得するよう努めています。

こうした取組の中で、PCTを非常に評価・信頼しています。2015年5月現在、京都大学は30か国でiPS細胞技術に関する特許を保有しています。

京都大学は、財政的・人的資源の限られた他の大学や研究機関と同様、PCTの簡素化され、そして費用対効果の良い手続きを活用しています。さらに、PCTを利用することで、当該技術が実際に特許取得する必要があるかどうかを評価する時間が増えます。』

(b) Embraer: Brazil's pioneering aviation giant¹⁹⁾

ブラジルのEmbraer社は、世界の航空機技術の最前線にいる企業です。同社は、世界市場でのイノベティブな技術保護の必要性等から特許制度の積極的な利用者となり、様々な国で約800件の特許を保有しています。その多くはPCTに基づき出願しています。同社で技術開発プログラムを率いるWander Menchik氏は、PCTの重要性を以下のように語っています (筆者訳)。

『PCTは、わが社の事業を世界中に拡大することを支える極めて有用なツールです。当該技術に係る様々な国での特許取得の可能性に関する予備的な見解を提供するとともに、保護を求める特定の技術に関し、戦略的な経営判断を下すための更なる時間を稼いでくれる点で、特に有益です。

そのように、PCTは、国際市場における特許取得プロセスから面倒な作業を取り除き、さらには新たな技術に係る特許取得戦略を策定するため

18) WIPO Magazine Issue 4/2015 (August) https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2015/04/

19) WIPO Magazine Issue 6/2017 (December) https://www.wipo.int/wipo_magazine/en/2017/06/

の、計り知れないほど貴重な評価を提供してくれる費用対効果の良い選択肢となっています。』

ずっとイノベーションを支える制度へ

(1) 大阪万博と特許

本稿執筆中に、2025年の万博開催地として大阪が決定したというニュースが届きました。前回、大阪において、アジア初かつ日本初の国際博覧会である大阪万博（EXPO'70）が開催されたのは1970年ですが、PCTが生まれた（採択された）のも同じ1970年です。

ちなみに、万博は、工業所有権の保護に関するパリ条約の締結、そしてWIPOの設立とも深い関係があります。1873年のウィーン万博、つづく1878年のパリ万博では、出品された発明の保護についての懸念から、工業所有権の保護について議論され、これが契機となって、1883年のパリ条約締結につながり、パリ条約の管理業務を任務のひとつとして、1970年にWIPOが設立されました。

万博では、新しい技術や商品が生まれ、生活が便利になるきっかけとなりえます。前回の大阪万博では、ワイヤレステレホン（現在の携帯電話）や電気自動車、動く歩道などがお披露目され、普及するきっかけになったと言われています。2025年の万博でも新たな技術や商品がお披露目されると思うと非常に楽しみです。そうしたイノベーション・技術進歩を促し、支えているのも特許制度であり、PCT制度です。

(2) さいごに

さて、ここまで読まれて、各見出しのバラバラな違和感に気づかれた方は多いと思います。それでは満を持して各見出しの枠で囲まれた文字を続けてみましょう。

すると……『四十にしてまどわず（惑わず）』となります。

これは、『論語』を出典とした、孔子が晩年に振り返って言ったものとして有名な言葉です。人は四十歳に達すれば、道理を知って、自らの生き方についてあれこれ迷わなくなる、ということの意味しているそうです。

40年以上も前に画期的な国際出願制度の創設に尽力した先見性ある先人達、さらにその後、40年にわたり制度の改善に尽くしてきた先人達のおかげで、PCT制度が確立し、現在では、簡単・便利に世界で自らの研究開発成果である発明を保護し、事業活動に用いることが可能となっています。

また、運用開始から40年を過ぎ、日本においても迷いのない制度としてすっかり定着し、また、日本のユーザーのみなさまも迷うことなく、PCTを上手にご活用いただいているものと思います。筆者は、PCTより年上の40代ですが、人生感慨まくりです。PCTにあやかりたいものです。

四十の次は五十。『五十にして天命を知る』とは、人は五十歳になって、はじめて自分の人生についての天命・運命を悟るようになるという、先ほどの孔子の言葉の続きです。

本年、日本では元号が新たになる予定です。昭和に産声をあげたPCTが、平成の成長期を経て、新たな元号の下、さらなる成熟期に入ります。そして、2028年（新元号10年）に、PCTは五十になります（余談ですが、宮崎駿監督のアニメ初監督作品として知られている『未来少年コナン』がNHKで放送されたのがPCT加盟と同じ1978年、その物語の舞台設定が2028年とのこと。まさか未来少年コナンのような時代にはなっていないと思います）。

さて、PCTの天命とはなんのでしょうか。そして、PCTに携わる我々JPO職員やユーザーの天命とはなんのでしょうか。

PCTより一足先に五十を迎える筆者ですが、個人的には、これまでPCT制度の発展に尽力してきた先人達に敬意を表しつつ、その想いを引き継ぎ、日本そして世界のイノベーションやビジネスを支える主要なツールとしてのPCT制度が、ますます有益かつ円滑に運用されるユーザーフレンドリーな制度となって更なる成長につながるよう、微力ながら貢献していければと思っています。

Profile

横田 之俊（よこたくにとし）

1998年4月特許庁入庁（国際課（当時））、その後、国際出願課（当時）、経済産業政策局知的財産政策室、ジェトロ・ニューヨーク事務所、普及支援課、九州経済産業局知的財産室（室長）等を経て、2018年4月から現職。